平成２７年（フ）第１４１０号
福岡県糸島市潤４丁目14番15号
債務者　高橋　竜太
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４２４号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台３丁目205番地
債務者　磯部真由美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４２５号
福岡市東区筥松２丁目19番21―305号
債務者　池田亜裕美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５２号
福岡県朝倉郡筑前町依井397番地８
債務者　別府　由加
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５４号
福岡市東区雁の巣１丁目26番１号　雁の巣病院内、住民票上の住所福岡市東区松香台１丁目２番10―203号
債務者　大園　晃司
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５９号
福岡市東区名子３丁目11番20号
債務者　川原　寛猛
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６２号
福岡市西区壱岐団地88番102号
債務者　木下　政子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６６号
福岡県糟屋郡志免町志免東４丁目５番１号
債務者　世利幸喜美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６８号
福岡市博多区板付２丁目４番15―303号
債務者　藤村　晴美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７２号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番11―610号
債務者　田村　勝典
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７６号
福岡県大野城市中央２丁目８番30号　ＭＡＨ大野城103号、前住所福岡県大野城市白木原４丁目13番47―203号　恵ビル
債務者　竹下　智穂
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８３号
福岡市西区下山門団地16番204号
債務者　藤本　正親
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８６号
福岡県春日市日の出町６丁目４番地　秋吉第２ビル403号
債務者　今柳田明子（旧姓畑瀬）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８７号
福岡県糸島市前原駅南２丁目20番２号　101、前住所福岡市西区大字飯氏969番地１
債務者　山下　貴生
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２６号
福岡市東区千早２丁目16番19号
債務者　村上　良子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９号
長崎県大村市古賀島町94番地31　グレイスフル山本305、前住所長崎県大村市木場１丁目802番地10
債務者　原田　美妃（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
北海道小樽市松ケ枝２丁目２番31号　山下コーポラス102号、前住所北海道小樽市桜５丁目１番23号
債務者　櫻間　ゆり（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部